

令和2年度第2回練馬区入札監視委員会 議事概要

1 開催日時 令和2年11月16日(月) 午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

3 出席者

委員 榎本委員、委員、委員

区 総務部長、経理用地課長

施設管理課長(施設管理担当部)、施設整備課長・建築担当係長・機械担当係長、

道路公園課長(維持保全担当課長)、計画課長・道路整備担当係長

練馬清掃事務所長・事業調整係長、清掃リサイクル課長・計画調整係長、防災

計画課長・防災施設係長、収納課こくほ収納係長、総務課長・総務石神井係

長・庁舎管理係長

4 議事

(1) 前回議事録の確認(資料1)

(2) 審議案件

令和2年度前期入札案件の参加資格設定経過等について

・審議資料(抽出案件一覧)(資料2)

・工事契約一覧(資料3)

・物品契約一覧(資料4)

・委託等契約一覧(資料5)

・設計・測量等契約一覧(資料6)

(3) 報告事項

令和2年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について(資料7、8、

9)

(4) その他

次回開催日程について

5 会議の内容

< 前回議事概要 >

全委員了承

< 審議 >

案件1～10 案件抽出理由について

当番委員が抽出理由を説明

案件1「令和2年度小サイズ立体型防鳥用ネットの購入」

(事務局)

区では、家庭でごみを出す際、カラス等の被害に対して、網型の防鳥用ネットに比べ、より効果が見込まれる立体型防鳥用ネットを区民に無料で貸し出しており、そのための立

体型防鳥用ネットを購入するものである。貸し出しの要件については、「使用される方3人以上の連名で申請すること」、「貸し出しの際に使用責任者を決めること」、「置く場所については4メートル以上の幅があり、通行の妨げにならない場所であること」、「収集日の朝にネットを設置し、収集後にネットを片付けることが可能であること」などが定められている。

製品指定理由書の「指定品の性能および実質的な利点」の欄をご覧いただきたい。

製品については、利用者が設置から収納までを行うため、どなたでも容易に作業ができるよう、折り畳み式で軽量である必要がある。また収集職員の安全な作業を考慮し、腰等への負担を少なくするため、前面の高さが調整されている、斜め型であること等を踏まえ、製品を指定しているものである。

抽出理由である「随意契約となった理由」であるが、製品指定した製品の他に同様の機能を有するモデルはなく、区の希望するサイズ、重量等、条件を満たす製品の取り扱いができる事業者は、区内において唯一、当該事業者のみであった。これらの理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、サンコー株式会社と特命随意契約としたものである。

(委員)

今、ご説明いただいた業者指定理由書の中で、利用者が設置から収納まで行うという前提で貸し出されているということだが、ごみが出ている収集日に区内を回ると、普通のネット式というか、路上に出ているごみの上にただ単にネットがかぶせてある、くるまっているものをよく見掛ける。区が貸し出しているカラスよけのネットには、今回のボックス型のものの他にも、ネット型のものもあるのか。

(練馬清掃事務所長)

ただ今、ご質問のあったネットだが、立体型防鳥用ネット2種類の他に、通常の網掛けのネットとして、大・中・小の3種類をご用意している。

(委員)

そうすると、区民で貸し出しを希望する方は、ボックス型のものも選べればネット型のものも選べるという、そういう制度になっているのか。

(練馬清掃事務所長)

立体型を希望されればそちらをお貸しすることになっている。

(委員)

私も、インターネットでボックス型のものが他にあるのか探してみたがあまりなかった。ほとんどがネット型で、ボックス型は他にも4つくらいあったが、私が見た限りではこちらのほうが使いやすい感じがしたので、選択肢としてボックス型を貸し出し用に準備する場合はこの製品をとということに、妥当性はあると感じている。

(委員)

業者指定理由書において、「同製品については平成24年度から本格的に導入して使用している」と書いてあるが、今年は50台購入しているので、平成24年からという話になると、今回の購入分以外でもまだ購入していると思う。今、何台あるのか。それから耐用年数もあると思うので、その辺はどうなのか。

(練馬清掃事務所長)

現在、小サイズの立体型の貸し出し件数は、326件である。また耐用年数は、使用の状況によって異なるが、3年から4年程度と認識している。

(委員)

耐用年数が3年から4年という話になると、逆に言えば買い替えが必要になってくるといふことか。

(練馬清掃事務所長)

劣化とか、例えば穴が開いてしまったという形であれば、3～4年で清掃事務所のほうで交換して新しいものをお渡しする形になる。

(委員)

3年から4年の耐用年数という話になると、300幾つあるという話なので、毎年、何十個ぐらいかは同じ製品を入れ替えるという理解でよいか。

(練馬清掃事務所長)

設置場所については、それぞれ廃止になったり新規にできたりするところもあり、また設置してあるものについても耐用年数があるため劣化していくということになる。従って、毎年、使用される立体型防鳥ネットについても、貸し出しに変動があるという理解である。

(委員)

更新はあるということか。その年によって数は異なるかもしれないが、大体3年から4年という話になると、数は、その年によっても住民の使い方によっても違うが、更新はあるという理解でよいか。

(練馬清掃事務所長)

そのとおりである。4年から5年で更新がある。

(委員)

もう一つ。委員からもこの製品はなかなかいいのではないかというお話があったが、平成24年のときに、この製品がいい、使いやすいということで、例えば庁内で検討をしてこれに決めた経緯というものはあるのか。

(練馬清掃事務所長)

こちらの使用については、平成23年10月から試行という形で実施した。今、お話があったとおり、斜めのカットがあって、重くもなく軽くもなくということ、清掃職員が取り出しやすい商品であるということがあった。また、発注する事業者は区内の事業所を使うという前提で、幾つかの候補の中で当時どれにしようかということになったのだが、結果的にこの商品に決まったと聞いている。

(委員)

そうすると、指定理由書に書いたサイズや重量とかも含めて、一応、内部ではいろいろと試してみてこれが一番いいだろうということでセレクトして、平成24年から入れているという理解でよいのか。

(練馬清掃事務所長)

そのとおりである。

(委員)

指定理由書に「登録商標となっている」とあるので、他の事業者では類似のものは作れないという理解なのか。

(練馬清掃事務所長)

そのとおりである。

(委員)

今回は50台の発注だが、在庫としては何台ぐらい置いてあるものなのか。

(練馬清掃事務所長)

絶えず置いてある。

(委員)

そうすると、お願いをされたら、すぐに渡せるようにという感じか。

(練馬清掃事務所長)

そういうことである。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件2「蛍光管破碎機の購入」

(事務局)

令和元年度までは、各ご家庭等において不要となった蛍光灯について、不燃ごみとして各集積所に排出されたものは、東京都が管理する埋立処分場に持ち込み、区内の拠点施設44カ所に持ち込まれたものについては、リサイクル資源として回収事業者に引き渡していた。なお、蛍光灯については1本当たり約6ミリグラムの水銀が利用されているため、回収事業者は日本で唯一の水銀リサイクル事業者である野村興産株式会社へ運搬することとなっている。一方、水銀に関する水俣条約の発効に伴い、令和2年3月末をもって水銀含有廃棄物を埋立処分場に持ち込むことができなくなり、令和2年度から蛍光灯資源化事業を区において実施することとした。

蛍光灯については集積所のみで回収とし、効率よく資源化事業者へ引き渡すため、練馬区資源循環センターにおいて収集された蛍光灯を破砕することとし、蛍光灯破砕機を購入することとしたものである。

製品指定理由書の「目的を満たすために必要な条件」欄をご覧いただきたい。

1、製品の高さが2.64メートルを下回ること。破砕機を設置する予定の資源循環センターの天井の高さを下回る必要があるためである。

2、NOMURAリサイクルネットワークに加盟している事業者の破砕機、製品であること。水銀の国内唯一のリサイクル先である資源化事業者が、蛍光灯を破砕した際には、NOMURAネットワーク加盟事業者の破砕機でないと受け付けられない指定のためである。

3、破砕した際に、水銀が付着したガラスと付着していないガラス、口金の部分に分かれること。

これら3つの条件があるため、製品指定としている。

製品指定の3つの条件を満たす蛍光灯破砕機については特注で製造する必要があり、一般には流通しておらず、他事業者から購入することはできないため、これらの理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、株式会社浜田と特命随意契約をしたものである。

(委員)

今、なぜこの製品でなければいけないかという理由の1つに、資源化事業者である野村興産株式会社が、そのネットワーク関連事業者の破砕機でないと受け付けられないというご説明を頂いた。その理由をもう少しお聞かせいただければありがたい。

(清掃リサイクル課長)

これについては、例えば水銀ガスのフィルターへの吸収等の基準が満たされているかどうかといったところで、このネットワークに加入している事業者の製品であることが条件となっている。

(委員)

そうすると、例えばこのネットワークに加盟している他の事業者で、類似のものを作る事業者はないということになるのか。

(清掃リサイクル課長)

こちらについては、製品指定理由書に「類似品A」というのがあるが、高さが2,700mで設置場所の天井の高さがクリアできないため、こちらの1,600mの製品を指定したということである。

(委員)

設置場所というのは、もう選択の余地はないということなのか。

(清掃リサイクル課長)

設置場所は、資源循環センターの中のこの場所以外は考えられないということである。

(委員)

今の質問に関連して、製品指定理由書に類似品の比較が出ているが、Aのものはそもそも大きくて入らない。Bのものは事業者がネットワークに未加盟だからそもそも入らないということなので、類似ではあってもあまり比較にはならないとも思うが、要は、他に高さもあってネットワークにも加盟しているという類似品はもうないという理解か。

(清掃リサイクル課長)

ネットワークに加盟していて類似品を生産している会社は他にはないということである。

(委員)

これも耐用年数というか、何年ぐらい使えるものなのか。

(清掃リサイクル課長)

インバーターなどの部品は10年ほどで交換をしないといけないそうだが、交換をすれば、また使えるということである。

(委員)

10年以上ということか。

(清掃リサイクル課長)

そのとおりである。

(委員)

NOMURAリサイクルネットワークに加盟している事業者の製品でない駄目ということが書いてあるが、こういう資源化事業者のうち、このネットワークに入っている事業者というのは、どのぐらいの割合かというのは分かるか。

(清掃リサイクル課長)

今数は出ないが、全国に40者ぐらいはある。

(委員)

私はよく分からないが、資源化事業者というのは全国に40者しかないのか。もっとあるのではないかという気もする。それが例えば400者あるうちの40者であれば、「このネットワークは何だろう?」という気にもなってしまうので、その辺はどうなのか。

(清掃リサイクル課長)

大体40者ぐらいはあるのだが、その中で、この蛍光管破砕機を作っているところは、今回指定したところと、あとは類似品Aのところぐらいしかないということである。

(委員)

そうすると、ネットワークに入る事業者というよりも、破砕する機械を作るところが、数が少ないという理解でよいのか。

(清掃リサイクル課長)

こちらの2者しかないということである。

(委員)

では、選びようがないということか。この類似品Aの会社と指定した会社の2つからしか選べなくて、もう物理的な理由から、今回のこの事業者で入れていくしかないという理解でよいのか。

(清掃リサイクル課長)

そのとおりである。

(委員)

それに関連して、今回は新規に1台購入だが、以前にもあったものなのか。あるいは旧品の交換としてこれは購入されたものなのか、どちらか。

(清掃リサイクル課長)

こちらについては、中央防波堤に蛍光管を持ち込めなくなった。そこで資源化を始めることになったため、今回初めて購入したものである。

(委員)

2.64mの高さに蛍光管破砕機が収まるというのは、写真で言うとどこからどこまでが2.64mという高さの制限になるのか。

(清掃リサイクル課長)

こちらに四角の外枠があるが、その高さが2.6m以下ということになる。

(委員)

この写真の上部に、右の隅から左に向かって斜めに鉄の枠が映っているが、この枠の下までがこの高さということか。

(清掃リサイクル課長)  
そういうことになる。

(委員)  
この写真を見ると、投入口と書いてある白っぽい開口部のところから上の鉄の枠の部分までは少し余裕があるように見える。サイズについてはもう少し調整が効くように感じるがどうか。

(清掃リサイクル課長)  
投入口と書いてあるところが破砕する機械で、その下にドラム缶を置く。そのドラム缶に破砕されたものが溜まっていくことになる。そのため投入口と書いてあるこの白い部分を上から吊るすために、この外枠が必要になる。

(委員)  
吊るす高さをもう少し上下に調節することは難しいのか。ドラム缶の大きさによって、この吊るしているものをもう少し上に上げることはできないのか。

(清掃リサイクル課長)  
この枠のところで吊るしているので、上下することは可能だが、ドラム缶の大きさはほぼ決まっているので、上下する必要はほとんどないということである。

#### 委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

#### 案件3「(仮称)練馬区立田柄防災備蓄倉庫新築工事」

本件は、防災備蓄倉庫の空白地域になっている田柄地域において、食料、飲料水、資材等を備蓄するための集中的倉庫を整備し、災害時に避難者等に迅速に物資を提供できる体制を整えるため、防災備蓄倉庫を新築するものである。現在、区の備蓄倉庫については、避難拠点防災備蓄倉庫と集中備蓄倉庫があり、避難拠点備蓄倉庫は、災害時に避難拠点となる区立小中学校全98校に設置され、それぞれ700人分の物資を備蓄している。集中備蓄倉庫は、現時点で区内に21カ所整備済みで、避難拠点の予備分および帰宅困難者用の物資を備蓄している。田柄防災備蓄倉庫の整備完了以降も、防災備蓄倉庫の空白地域が石神井台地域、貫井・富士見台地域、平和台・氷川台地域、旭町地域と、4地域が残る。最終的には26カ所に整備する計画である。

入札の経過について、ご説明する。



公告書と入札参加条件をご覧ください。

業種が鉄骨プレハブで、予定価格が2,000万円以上5,000万円未満のため、区内事業者および契約金額が2,000万円以上の官公庁実績がある区外事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

入札経過調書をご覧ください。

入札には8者から参加申請があり、開札の結果、4者が辞退、予定価格以内最低制限価格以上で入札した東海リース株式会社東京支店が、2,680万円、税込み金額2,948万円、落札率72.64%で落札したものである。

抽出理由にある「予定額と契約額の差が大きい」ということだが、本件の予定価格の設定は区による積算ではなく、3者から下見積もりを取得し、最も価格の低かった見積額を予定価格としている。また予定価格は事前に公表しているので、予定価格以内での競争性が働いた結果、落札率が低くなり、予定金額と契約額の差が大きくなったものと推察される。

次に、建物の大きさと類似案件についてご説明する。

仕様書をご覧ください。

本件の施設の概要であるが、敷地面積は148.17平方メートル、床面積は約80平方メートルである。

また、他の防災備蓄倉庫との比較であるが、昨年度に中村中学校防災備蓄倉庫新築工事を発注している。敷地面積169.00平方メートル、床面積64.8平方メートル、2,957万円、税込み金額3,252万7,000円で落札されている。

平成30年度には、北町一丁目防災備蓄倉庫新築工事を発注している。敷地面積150.00平方メートル、床面積70平方メートル、2,120万円、税込み金額2,289万6,000円で落札されている。

税抜きの平方メートル単価で計算すると、田柄防災備蓄倉庫については、1平方メートル当たり33万5,000円、中村中学校防災備蓄倉庫については、45万6,327円、北町一丁目防災備蓄倉庫については、30万2,857円となり、本件については中村中学校よりは安く、北町一丁目よりは若干高く落札されているところである。ちなみに、中村中学校が他と比べて高額となっているが、中村中学校の地盤については他に比べて不良であったため、補強のためのくいを打っていたり、工事の際に道路から直接車両が入れないため、グラウンドを横断するような鉄板を敷き、仮設通路を必要とするなどの違いがあった。

(委員)

この案件に最低制限価格を設けたという話があったが、最低制限価格は幾らか。

(事務局)

最低制限価格は 円である。

(委員)

ということは、それは超えたが、最低制限価格に近い価格で落札したということではないか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

それから、他の例も出していただいたが、結構、東海リースが他のところでも落としているが、東海リースは、こういう備蓄倉庫などで落としている例が多いのか。他の北町の備蓄倉庫も落としているので、少なくとも今回は初めてということではなさそうである。

(施設整備課長)

北町一丁目の防災備蓄倉庫も東海リースである。それから平成28年の案件で仲町小学校の防災備蓄倉庫も東海リースである。そういう意味では慣れているというところだと思う。

(委員)

この案件については、東海リースが他の場所も手掛けているという理解でよろしいか。

(施設整備課長)

そのとおりである。

(委員)

3件の例を付けていただいたが、本件以外の他の2件では、中村南の件はオリエントハウスが落札し、北町の件は東海リースが落札し、それぞれ他の業者は全て辞退か不参ということになっているというのに対し、今回のこの田柄の件は4者が札を入れているということで、その差が少し気になる。他の案件では落札者以外が辞退してしまったが、今回は4件の札が入ったという、この差はどういうところにあるのか。

(事務局)

入札の際に辞退理由を入力するケースもあるのだが、事業者ごとに必ずしも入力しているわけではないので、全者の辞退理由は分からない。今回の案件で言うと、辞退したある事業者は、辞退理由を予定技術者の配置が困難と入力している。予定技術者を選任しなくてはいけないので、他に受注していたりすると、案件の規模によってはなかなか受注できないということがある。

(委員)

今回の東海リースの価格は、同じ札を入れた他の3件と比べて随分低いのだが、施工内容の状況には特に問題はなかったということによろしいか。

(施設整備課長)

施工内容等については、他の案件についても特に問題はなかった。今回も、適正な案件として対応しているところなので、特に問題ないと考えている。

(総務部長)

補足させていただく。

中には、リースを専門とする業種ではなく、建設会社でリース会社を通じて物を受注して、そして入札に応じるという企業もある。そうすると、どうしても中間の事業者が入ることによって割高になってしまうケースがあり、リースを専門とする事業者が、それ以外によって、多分、金額が違うものと考えている。

(委員)

先ほどの中村の案件では、通路を仮設したり、あるいは地盤整備に費用がかかったということで多少高くなったということがあるが、この田柄の案件についてはそういう特殊なというか、追加的な費用は何か見込まれたのか。

(施設整備課長)

中村と違って、特に地盤が悪いとかそういうことはないので、特段、他の案件から著しく変わったところはない。

(委員)

そうすると、3者から下見積もりを取って一番少ない金額の4,000万円の予定価格としたということだが、この他の例から見ても、1平方メートル当たり50万円というのは少し予定の設定が高過ぎたのではないかと思うが、そのあたりはいかがか。

(施設整備課長)

北町一丁目などについては、まだ消費税が8%の時代だということもある。物価の上昇等もあるので、適正な価格だと考えている。

(委員)

今回、札を入れた事業者が、全部これを下回っているということもあるので、そもそも4,000万円は高かったのではないかと、最初に見たときに感じたのだが。

(施設整備課長)

見積もりの内容については、こちらの要求どおりに行っていたが、一式で費用が高いという部分もあるので、今後はそういったご意見も踏まえて中身を精査していきたいと考えている。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件4「練馬区中村橋区民センター煙突改修工事」

(事務局)

本件は、中村橋区民センターに設置されている煙突について、築41年が経過しており、アスベスト対策を講じる時期になっていた。通常、施設の大規模改修において対策を講じるものであるが、当該施設については大規模改修の時期が決定されていないことから、先行してアスベスト対策工事を行ったものである。

業者指定理由書の「指定の理由」をご覧ください。

当該施設には地区区民館、学童クラブ、地域包括支援センター、育成地区委員会、障害児保育園が併設されており、利用度が非常に高く、施設を長期間休館することが難しいため、短い工期でアスベスト対策工事を実施する必要があった。煙突アスベストを撤去し新設する工事となると、長期間、施設を休館しなければならない。そこで当該契約事業者が開発したCAS工法という特別な工法を用いて、アスベストを封じ込める工法を採用することとしたものである。

CAS工法とは、国土交通大臣から認定を受けている、合成樹脂系内部浸透固化系石綿飛散防止剤を用いて噴霧、含浸・固化させ、アスベスト処理作業および処理後の安全性を確保する工法である。またこの工法により、従来の解体、除却に比べ、工期を5分の1から10分の1に短縮することができる。実際に、本工事においても仮設の設置および撤去を含む実工事期間は5日間で、作業自体は1日で完了したため、施設は休館せず、運営をしながら工事を行うことができた。施設を長期休館することなく本工事を施工できるのは、独自の方法により工期の短縮を可能にした当該事業者のみである。

これらの理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、株式会社エコ・24と特命随意契約をしたものである。

(委員)

もしこのエコ・24のこの工法ではなくて従来の工法でやるとなると、この煙突の改修工事というのはどのような工事になるのか。解体とかが必要になるのか。

(施設整備課長)

解体までは必要ないが、高圧のジェット水流を吹き付けて、それによってアスベストを流すという方法が適していると考えます。

それから撤去しないのであれば、囲い込みの仕事になるので、周りをステンレス等で囲ってしまうということもできる。ただ継続的に使用している施設であるので、そういった大掛かりな工事となると、当然、施設を閉めなければいけなくなるので、今回はこの手法にした。

(施設管理課長)

煙突の中に、熱い気体がある。施設整備課長が言ったように高圧の水を強く当てて断熱材をまず取る。その後、中に新たに断熱材を入れるやり方が1つある。もう一つは、どうしてもサイズの煙突の中の径が狭く新しく入れることが困難な場合は、新たに別に煙突を作るということになる。

そうすると時間が非常にかかるので、施設の運営を長期に休めないため今回はエコ・24

を採用した。病院などは閉められないので、他の自治体でも実績がある。

(委員)

このCAS工法は、この企業が開発して特許取得をしたという記載もあったので、要するにこれで頼めるのはこの事業者だけということになるわけか。

(施設整備課長)

そういうことになる。特許であるので、この事業者だけである。

(委員)

素人なので全然分からないので教えてほしいのだが、通常、アスベストで、噴霧して固着させるという話は分かるのだが、煙突のところにそのように固着させて何か問題はないのか。普通のところだったら固着させてしまって漏れてこないように合成樹脂でやると、それはそれでそうなのだろうと思うが、煙突でそれをやるのは大丈夫なのかという気がしないでもない。素人なので申し訳ないが、教えていただきたい。

(施設整備課長)

耐火についても認定を取っているので、熱に強いと考えている。固めてしまって、今後使用する上で散らないような形になっていると聞いている。将来的にも保証期間が10年間であり、年に1度、事業者が確認をすることも入っているので、安全性については問題ないと考えている。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件5「国民健康保険料滞納整理業務等委託」

(事務局)

本件については、民間事業者が有する知識や技能を活用することにより、国民健康保険料滞納整理業務等における事務の効率化および被保険者資格の適正化を図り、国民健康保険料の収納率を向上させ、国民健康保険利用の安定的な運営に資することを目的とし、業務を委託するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、株式会社ベルシステム24と特命随意契約を行っている。事業者の指定理由は、2の「指定理由」に記載のとおり、平成30年12月21日付30練区収第16726号により、プロポーザル方式による事業者選定を行った結果、当該事業者を本件の契約優先候補者として選定したということである。

採点表をご覧いただきたい。

本件については3者から応募があり、ベルシステム24が200点中168点で、優先候補事業者となったものである。

モニタリングチェックシートにお戻りいただきたい。

区で定めるプロポーザル方式による事業者選定実施方針により、プロポーザルにより選定された事業者についてはその履行状況についてモニタリングを実施し、総合評価が優良または良好であれば引き続きの契約の更新をすることができ、最大で2回の更新、年数で言うと最大で3年間の契約を行うことができることとしている。本件は平成30年に実施したプロポーザル結果により平成31年度に契約をし、履行状況のモニタリングの総合評価が良好であったことにより令和2年度の契約を更新し、2年目の契約を行ったということである。

なお、プロポーザル方式とは、高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争では不十分な案件、またはなじまない案件について、事業者から提案を募り、企画力、技術力、実績等の評価に基づき事業者を選定する方法で、選定事業者と特命随意契約を行うものである。

(委員)

プロポーザルでやって決定するというのは分かったが、そうすると平成31年に契約をして3年やって、1回目なのでまた3年、そうすると2回ということになると、状況が良ければトータルで9年までは同じ事業者指定ができるという理解でよろしいか。

(事務局)

モニタリングは1年ごとになるので、最大で3年である。1回のプロポーザルでまず翌年度は1年間契約し、その1年の状況で翌年の契約を更新できるということになる。最大2回の更新となるので、最大は3年間である。3年目にまたプロポーザルを実施することになる。

(委員)

今回やると、この次は改めてプロポーザルをやるということになるのか。

(事務局)

今回は2年目である。まず平成30年度にプロポーザルを実施して、31年度に契約した。その31年度の履行状況が良好であったため、令和2年度に契約を更新し、今年が2年目である。令和3年度についても、今年の履行状況を見て更に1年間契約を更新することができるが、プロポーザル実施時の契約の更新は2回までであるため、令和4年度の契約に向けては、再度プロポーザルを実施する必要がある。

(委員)

そうすると、同じ事業者が1回プロポーザルを実施して、良好であれば3年間はできるが、3年後にはもう1度プロポでやらなければいけないということか。

(事務局)

そういうことである。

(委員)

分からなくもないが、結構、受注する事業者からすると厳しいのではないかと。

なぜこのようなことを言うかという、仕様にはいろいろと細かく書かれているが、この仕様をこなすためにその事業者が相応の職員を雇用して、それで3年間やって、再度取れていけばいいが、プロポで別の事業者が取ってしまった場合、その職員はどうするのかという話も出てきてしまうのではないかと。色々問題があるというか、何となくそれは厳しいのではないかと。よほど、「とてもではないが任せられない」という話であれば別だが、結構、厳しいかと思う。契約関係者はどのように思うか。

(経理用地課長)

今、委員からお話があったこういった窓口系の業務については、以前は入札で行われていたこともあり、比較的に入れ替わりはあるところである。例えば委託とは厳密には違うが、指定管理者は、指定期間がまず5年間である。モニタリングが良ければさらに5年間、福祉系の処遇施設については、さらに更新で最大15年間はやれるというようなこともある。そういった契約の種類というか、直接の処遇があって、人件費も多くかかるところについては長めの期間設定をしている。こういった、どちらかという区役所だけではなくて、例えば銀行の窓口などといったようなところでも同じような業務があるようなものについては、もう少し競争性を働かせるということで、短めの期間設定をし、めりはりをつけているところである。

(委員)

確かに銀行などや、他の役所でも国民健康保険はあって、同じような業務があるというのも分からなくはないが、結局この業務ってやはり人ではないか。人間がこなして、その中でノウハウが溜まると思う。それが駄目だったら仕方ないが、ノウハウが溜まっているのに、ただそれは1年目よりも2年目、3年目のほうが相当ノウハウが上がってくると思うので評価は良くなるはずなのだが、それで3年で切れてしまうというのはどうなのか。指定管理者が最大15年やれるということがあるとすれば、もう少し工夫していただいて。特に物ではなくて人の話なので、人のノウハウみたいな話が、結局、窓口の良し悪しを決めるということになると、個人的な感覚で申し訳ないが、何か厳しいかなと思う。何か工夫してもらってもいいのではないかと気がしないでもない。

(総務部長)

委員のおっしゃることはよく分かる。

契約において、平成18年の12月の議会で、長期継続契約というのを条例化した。これに伴い、現在適用しているのが保育園と学童クラブである。5年間で1つの区切りとして、5年間はそこの事業者指定をして契約をする。6年目以降については、改めて公募をし直すのが原則であるが、これらは5年間の実績を踏まえて6年目以降もやる、また11年目以降も同様である。

そういうことをやりながら、スキルの蓄積と、それから区民サービスの向上、育成して

きた企業としての人的なものを、散逸しないようにという方法を取っている。これは指定管理者も同様のやり方で行わせていただいている。

また一方で、ただ今のような長期的、専属的な契約をするということについては、別な面もあり、選んだときには良かったのだが、そこまですべてなくなってしまうようなことも、ないとは言えないわけである。

そのようなことが全くないとは言えないが、練馬区の仕事はずっと同じ人が行うかどうかということは、企業内の人事の関係になるが、人事異動が行われるため、多少のいわゆる新陳代謝が図られるということもある。

そういうところとの兼ね合いが非常に難しいところもあるが、今、委員からあった、せっかく育成した人が散逸してしまうということについても、十分踏まえながら今後やっていきたいと思う。いずれにしても、区民のために何とか良い形でこの契約の制度を運用できればと思っている。

(委員)

前回のプロポーザルの参加者が、この3者ということによろしいのか。もしそうだとすると、その前まではどこの会社がこの業務を担当していたのか。やはりこのベルシステムか。

(こくほ収納係長)

前回のプロポーザルだが、一次審査からこの3者であった。それ以前の契約の相手方は、今回契約している株式会社ベルシステム24である。

(委員)

そうすると、このベルシステムは、何年ぐらい携わっているのか。

(こくほ収納係長)

平成22年から契約している。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件6「令和2年度石神井庁舎等の警備および管理委託」

(事務局)

本件については、石神井庁舎、西部土木出張所、旧休日急患診療所において、常駐警備業務、立哨業務、巡視業務、駐輪場警備および管理業務等について、委託するものである。

公告書の「入札参加条件」をご覧ください。

本件は、業種が警備業務となるため、警備業の認定を受け契約する営業所において、警備業法に基づく営業所の設置の届け出をしているAランクの区内事業者および対象業種の共同運営格付がAランク300位以内の区の業務に委託実績のある区外事業者を対象に、制



限付き一般競争入札を実施した。

経過調書をご覧いただきたい。

入札には4者から参加申請があり、開札の結果4者が応札し、3者が予定価格超過、残りの1者が予定価格以下の入札額で落札したものである。

抽出理由にある「落札率が高いため内容を確認したい」とのことであるが、本件の予定価格については2者から下見積もりを徴取し、より安価であった金額を予定価格としたところである。開札の結果、下見積もりの事業者が見積もり金額と同額程度で応札したため、落札率が高くなったものである。

(委員)

予定価格は2者の下見積もりということだったが、1者はこの落札したジェイレックで、もう1者はどちらになるのか。

(総務石神井係長)

もう1者は 社である。

(委員)

そちらは、特に札は入れてこなかったということになるのか。入札には参加されなかったということか。

(総務石神井係長)

そのとおりである。

(委員)

この契約の内容を見ると、契約期間が1年単位ということによろしいか。

(総務石神井係長)

そのとおりである。

(委員)

そうすると、毎年こういう入札をして、警備を担当する会社を決定しているということになるわけか。

(総務石神井係長)

そのとおりである。

(委員)

今回、落札されたこの会社は、前回まではいかがだったのか。

(総務石神井係長)

この会社は、本年度が2年目である。

(委員)

7番でまた庁舎の話が出てきて、少しこれは額が大きいですが、庁舎の場合は、確かプロポーザルか何かでやっていたと思う。「プロポーザルの選定の結果」と書いてあるので、今、庁舎はプロポーザルでやっているのだが、石神井庁舎は毎年入札でやっているというのは、やはり額の規模とか、逆に言えば入札でもたくさんいろいろな事業者が対応できるから、石神井庁舎の場合は入札でやっているということなのか。どうなのか。

(庁舎管理係長)

練馬庁舎においても、平成21年度までは入札による事業者選定を行ってきたが、東、西庁舎の老朽化や、各3つから成る庁舎の特性、東には診療所があり西には議会棟がある、本庁舎は20階建ての事務所ビルということで、石神井庁舎に比べて特性がある。この膨大な敷地とさまざまな行政事務から始まり診療所までの建物の維持管理をやっていただく上で、プロポーザルでどういう管理をしていけるかという事業者のお話を聞いた上で練馬はやっていきたいという切り替えをさせていただいたという経緯がある。

(委員)

そうすると、こういう庁舎管理の関係については基本的には毎年の入札が原則で、練馬庁舎のほうは規模が大きいし3棟もあるので、その辺の管理の全体をやるためには入札ではなくプロポーザルのほうが最適だろうということで、逆に言えば練馬庁舎のほうが例外だという理解でよろしいか。

(庁舎管理係長)

そのとおりである。

(経理用地課長)

補足させていただく。石神井庁舎以外の区立施設でも、単に警備や清掃の委託だけの場合は、基本的には入札でやっているということである。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件7「練馬区役所等清掃および庁舎案内業務委託」

(事務局)

本件は、練馬区役所等の清掃業務委託、ビル衛生管理に係る業務、庁舎案内に係る業務、その他練馬区役所等の維持管理に係る業務について委託するものである。

業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件については、練馬建物総合管理協同組合と特命随意契約を結んでいる。指定理由にあるように、本業務については、規模が大きく、それぞれ特徴の異なる本庁舎、西庁舎、東庁舎を履行場所とするため、区の求める業務内容が履行できるか、経営規模や専門的な技術、広範な知識と経験の有無、他の委託事業者との連携姿勢など、価格のみではなく、提案内容を確認し、事業者を選定する必要があったため、プロポーザル方式による事業者選定を行った。

指定理由書に記載のとおり、令和2年1月22日付1練総総第1344号により事業者選定を行った結果、当該事業者を本件の契約優先候補者として選定した。

本件については3者からの応募があった。事業者の一次審査評価表をご覧いただきたい。一次審査を行ったところ、1者が87点、残り2者については一次審査で落選となっている。

二次審査評価表をご覧いただきたい。

唯一、二次審査に進んだ練馬建物総合管理協同組合が200点中153点で、優先候補事業者に決定となった。

先ほどの案件の5番でご説明したとおり、プロポーザル方式とは、高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争では不十分な案件、またはなじまない案件について、事業者から提案を募り、企画力、技術力、実績等の評価に基づき事業者を選定する方法で、選定事業者と特命随意契約を行うものである。

(委員)

二次審査というのは、1者だけ残して、一次審査とはどういう異なる観点での審査ということになるのか。

(総務課長)

一次審査は、基本的に提出いただいた資料に基づいて、満たしているかどうかを私どもでチェックをする。二次審査は、プレゼンテーションを基本として審査をさせていただいているところである。そういった違いである。

(委員)

そうすると、一次審査はどちらかというと、提出されたもので書類審査というイメージか。それに関連して、この一次審査の評価表を見てみると、A社と、次のB社、こちらのほうは、例えば6番目の「業務理解度」に、ほぼ最低の点が付けられているのだが、「やります」といって応募してきた割にはこういう評価を付けられるというのは、何か少し異常な気がする。これには何か理由があったのか。あるいは、その他にも幾つか、EやDが付いているところもあるので、これが実際に落札した練馬建物総合管理とは大きな違いになっているところではある。この辺は、何か提出した書類の書き方に問題があったようにも思ってしまうのだが、いかがか。

(総務課長)

今、お話があったとおり、第一次審査で落ちてしまった事業者は、仕様の記載に全く言

及がなかったり、記載が必要な欄に記載がなかったり、また提案文書が途中で途切れて終わっているという、そもそも提出資料に不備があり、一次審査を通すわけにはいかないと判断したものである。

(委員)

書類がきちんと整っていなかったところも見られたという感じなのか。そうすると、能力うんぬんというよりも、そういった書類面でそもそも候補から外れてしまったというような感じか。

(総務課長)

そのとおりである。

(委員)

また同じような質問で申し訳ない。このプロポーザルをやる前は、どこがこの業務を担当されていたのか。

(総務課長)

練馬建物総合管理協同組合である。

(委員)

そうすると、この協同組合はどれぐらいの期間を担当されていらっしゃるのか。

(総務課長)

平成22年度から24年度の3年間、プロポーザルを初めて行って、そのときから練馬建物総合管理協同組合が受注している。

(総務部長)

このプロポーザルという事業者の決め方が始まったのは、平成19年の9月からの案件である。それまでにはルールがなかったもので、平成21年というのは、そのルールができて2年目から始まったものである。また一方で、この協同組合は、中小企業が集合して大きな仕事を取るという経産省の推奨する企業体をつくって業務を行っているものである。区内事業者が連合してこの企業名になっている。

(委員)

このプロポーザルは、一応契約期間は1年間なので、毎年、同じような手順をやられているのか。

(庁舎管理係長)

当初、プロポーザルについては、平成22年から24年については長期継続の3年間ということで、3年間同一事業者と契約を結ぶという形で、平成25年から27年、28年から30年に

においても3年間の長期継続契約で行ってきた。一昨年のプロポーザルから、1年間単位の契約、1年後に成績状況を確認させていただいて、最大3年まで1年単位で契約を更新するという仕組みのプロポーザルに変更させていただいたところである。

(委員)

そうすると、練馬建物総合管理協同組合が最初からやって3年やって、3年やって、3年やって、その後から1年単位になったという理解でよろしいか。

(庁舎管理係長)

そのとおりである。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件8「練馬区立軽井沢少年自然の家給水管等改修工事(1期)」

案件9「軽井沢少年自然の家給水管等改修に伴う建築工事(1期)」

(事務局)

案件8番「練馬区立軽井沢少年自然の家給水管等改修工事(1期)」。

ベルデ軽井沢は、平成2年の開設以降、大規模な給水管等工事を行っておらず、既存の給水設備や配管等に損傷や劣化等の不具合が見られたため、改修工事を行うこととしたものである。

施設の規模と施設の休館期間の都合から、3期、令和2年度から4年度に分けて工事を実施する。今回の工事箇所は、各受水槽の更新およびそれに伴う給水管改修、本館厨房内の給水管、給湯管更新およびそれに伴う厨房機器取り外し再取り付け、上記に伴う電気工事および仮設工事についてである。

公告書の「入札参加条件」をご覧ください。

発注に当たり、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行うこととしたが、「入札参加条件」にあるように、本件は長野県北佐久郡軽井沢町にある区立施設の改修工事であることから、区内事業者に加え、長野県内に本店を有する事業者の入札参加も認めている。

入札経過調書をご覧ください。

入札には区内の事業者3者および長野県の事業者4者から参加申請があり、開札の結果4者が辞退し、予定価格以内最低制限価格以上で応札した長野県に本店のある金澤工業株式会社東京支店が、8,120万円、税込み金額8,932万円で落札した。落札率は91.21%であった。

審議案件の9番、「軽井沢少年自然の家給水管等改修に伴う建築工事(1期)」。

本件についても、案件8と同様に、施設の規模と施設の休館期間の都合から、3期、令和2年度から4年度に分けて工事を実施する。今回の建築工事箇所は、各部屋の給水管改修に伴う建築工事、電気設備工事、屋外流し新設工事、ドライエリア上部床改修工事である。

公告書の「入札参加条件」をご覧いただきたい。

発注に当たり、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行うこととしたが、「入札参加条件」にあるように、先ほどの給水管等改修工事と同様、区内の事業者に加え長野県内に本店を有する事業者の入札参加も認めている。

入札経過調書をご覧いただきたい。

入札には6者から参加申請があり、いずれも長野県に本店を有する事業者であった。開札の結果、1者不参、2者辞退、予定価格以内最低制限価格以上で最も低い価格で応札した株式会社黒澤組が、3,160万円にて落札した。落札率は99.78%であった。

最初に、案件8の抽出理由である、「案件9と一括で発注したほうが安くなった可能性はないのか」ということだが、区の工事の発注については区内建設業の振興と事業者の育成のため、区内事業者優先発注を原則とし、また可能な限り、建築、機械設備と電気設備の業種ごとに分離することとしている。なお、付帯工事で少額の場合には本体工事に包含する場合もある。業種ごとの分離発注については、発注者である区の意向が直接反映され、施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られるなど、業種ごとに分離して発注することが合理的であると認められる場合において行うこととしている。

今回の工事については、予定価格が機械工事で約8,900万円、建築工事で3,500万円と、それぞれの工事の規模を勘案し、それぞれの専門業種に発注すること、また受注の機会を均等に提供することが合理的であると認められたことから、分離して発注したものである。

次に、案件9の抽出理由である、「落札率が高いため確認したい」ということだが、本件は実際に3者が応札し、落札事業者以外の2者は応札価格を下げて受注を狙ったところ最低制限価格未滿となってしまう、失格となってしまった。

本件は、予定価格事前公表だったので、予定価格近辺で応札した事業者が結果として1者残り、落札となり、落札率が高くなったものと推察される。

(委員)

今、工事の発注の際に、その工事内容別に発注をするというのは練馬区のルールで定められているというご説明を頂いた。説明の中で「必要があれば」というような文言があったかと思う。その辺は曖昧だが、そういう分離発注が合理的であればそれをすべきというような趣旨と理解した。しかし、今回のような、もう工事期間もほとんど重なっていて工事場所も同一施設というような場合に、例えば管理体制などについて、2者で行うより1者で行ったほうが費用を節約できるところは結構出てくるのではないかという気がする。分離をすることの責任や価格などの明確化という利点と、費用を節約できるという利点と、どちらが果たして上回るのか、優先すべきなのかという、その辺について若干の疑問を持っている。その辺を少しご説明いただくとありがたい。

(施設整備課長)

金額的なもの、それから発注に対する責任の問題等も切り分けることによって出てくる部分はあるかと思う。今回の場合は、先ほども全体の説明にあったように一定程度金額があるので、切り分けて発注したほうが望ましいと判断した。

それから、今回は電気工事を別発注にしていない。これは金額的に少ないこともあり、

電気工事に関しては、建築工事に対して少ないので、まとめることによって効果は得られると考えている。

(経理用地課長)

少し補足する。建築一式工事という形にすれば、確かに全ての工事を一式で発注して、機械や電気を含めることができるのだが、区としては先ほど説明の中で申し上げたが、建設業の事業者の育成という観点、それから専門職種ごとに発注したほうが、その専門性を発揮して、良い工事ができるというところがある。建築系の工事で言うと、建築一式工事、あと機械設備、給排水と空調をセットにしたもの、それから電気設備、それから昇降機と、この4つについては、基本的には分離するという方針がある。

一方で、分離した場合に、逆に安全性が確保されないとか工期が著しく長くなってしまふといった場合には、包含して一式工事の中で出していくという形でやっているのが現状である。今回も電気については機械や建築工事のほうに包含したが、建築と機械については分離して専門性を発揮したほうが、より良い工事になるだろうということで、分離したということである。

(委員)

工事を専門事業者ごとに分けて発注する、区内の事業者にできるだけ多くの仕事をというのは、もう前々からこの委員会の中では出ており伺っている話ではあるのだが、例えば今回のように、練馬区外の、長野県とかその他の地域だと、結構高い頻度で地元の事業者が落札することもあるのではないかと思う。そういう実態を見ると、分離発注の理由としての区内の事業者育成というのはあまり当てはまらないと思うが、そのあたりはいかがか。

(経理用地課長)

実際に、おっしゃるとおり練馬から距離もあるので、運搬費用とか地元の滞在コストを考えると、地元事業者が落札する、あるいは区内事業者で参加する者が少ないという実態は確かにあるが、今回の機械設備では区内事業者も2者ほど参加している。

(委員)

手は挙げているということか。

(経理用地課長)

3者が入れて、小林工業所は区内事業者で1者、非常に惜しいところで札を入れているという状況もあるので、そういったことを鑑みると、分離することにも一定の必要性があると思う。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件10番「補助230号線(青梅街道～新青梅街道間)現況測量委託」

(事務局)

本案件は、都市計画道路補助230号線のうち、青梅街道から新青梅街道間の整備に向けて現地測量および路線測量を行い、現況平面図等を作成する業務について委託するものである。

初めに、入札の経過についてご説明する。

公告書の「入札参加条件」をご覧ください。

予定価格1,000万円以上の測量委託に該当するため、対象業種が共同運営順位400位までの区内事業者および共同運営順位が200位以内の区外事業者を対象に、予定価格非公表の制限付き一般競争入札を実施している。

入札経過調書をご覧ください。

入札には15者から参加申請があり、開札の結果、3者が最低制限価格未満で失格、予定価格以内最低制限価格以上で応札した株式会社日本インシーク東京本社営業部が1,736万円、税込み金額1,909万6,000円、低い落札率で落札したものである。

抽出理由の、「単純な測量業務だと思われるが、予定額と契約金額との差が大きいのはどうしてか」とのことだが、通常、測量業務の委託については、区で積算基準と労務単価に基づき委託設計書を作成し、予定価格を設定する。今回も同様に設置をしているところである。予定価格と契約金額の乖離の理由だが、本件は測量委託の案件の中では比較的大規模な案件であり、人気も高く、15の事業者が入札に参加した。受注したい事業者が価格を下げて応札したところ、3者が最低制限価格で失格となっている。結果として、予定価格以内最低制限価格以上で応札した株式会社日本インシーク東京本社営業部が低い落札率で落札したものである。

(委員)

経過調書を見ると、予定価格が2,511万1,900円で、予定価格以内が、1番、2番の2者しかない。先ほど説明で、非常に規模が大きくて人気があり、多くが参加したという話だが、この日本インシークは2番目の額よりもさらに500万円ぐらい落として入札しているという話になると、うま味という言い方は良くないが、よほどこの仕事に魅力を感じて、ここまで値段を落としても大丈夫だという判断で入札に挑んだわけか。相手の理由はよく分からないと思うが、何か随分差がある気がする。

(経理用地課長)

今回、落札したのは日本インシークで、税抜きで1,700万余ということであるが、最低制限未満の事業者も3者ある。

(委員)

測量の案内図があるが、対象となった補助230号線に加えて、例えば東京女子学院の学校敷地のほうも測量の対象になっているということか。

(計画課長)



まず通常の測量の対象は用地取得とする土地、それに隣接する土地で決めている。お話があったとおり、この今の西側が広がっているが、東京女子学院と本立寺があり、その土地が非常に広大であり、その端のところまで、基本的には測量後、境界立ち合いをするので範囲が広がっている。付け加えると、駅のところも少し広がっているのだが、こちらは、駅のところに石神井川があり、地盤が非常に低くなっていて両側から勾配がついているところである。今後その道路を取り付けるときに現況の高低差を確かめるためにそこまで伸ばしているということで、そういう意味で言うと少し延長も大きいですが、そのような事情でこの範囲の測量を行っている。

(委員)

この測量は、具体的にもう始まってはいるのか。

(計画課長)

先々週に地元説明会をして、実際の作業はもう既に始まっている。

(委員)

先ほど、他の委員から入札金額が比較的低いというお話もあったが、その作業ぶり、事業の執行ぶりは特に問題はないとお聞きしてよろしいか。

(計画課長)

この測量説明会について、こういうコロナの時期なので、どういうふうに説明しようかと考えたが、ここは注目度も高く、さらに連続立体交差事業等の他事業も絡むので、しっかり説明しようということで、人数制限もしながら測量説明会を実施した。その際の業務についてもこの事業者がまず携わるのだが、案内や配布等の作業は、問題なく行われている。これから実際の測量作業に入るが、そちらは注視するにしても現状のところは問題なく行われている。

(委員)

直接この案件に関わる話ではないが、この230号線の測量をやるということは、当然、事業を予定しているからこそ測量するのだろうが、230号線の位置付けと今後の事業予定はどのような感じなのか。

(計画課長)

まず230号線については、長い路線である。

今回新青梅街道から青梅街道までの区間を区施行でやることになっている。この北側の、新青梅街道から富士街道までの区間というのが、地図には載っていないが、都施行で第四次事業化計画といって、これから都市計画道路をやる優先的な路線に位置付けられている。従って、都施行の方は今後行うのだが、令和7年度までの着手というところまでしか決まっていない。東京都がこれから行っていくのだが、今のところはそのような予定である。

今回の事業に関しては、今回現況測量をして来年度に用地測量を行う。連続立体交差事

業は、今、都市計画の説明をやり始めていて、予定として4年度から5年度ぐらいの間に事業認可を取るという形で進めている。それに合わせて今回の測量も進めていくことになる。

(委員)

余計な話かもしれないが、ここは道路が通っているわけではない。今はどちらかという東側のバス通りがメインの通りである。路線より北側は、現道がないので大変だろうと思う。苦労するかなという気がしてならない。

(計画課長)

おっしゃるとおり、今、関町庚申通りがメイン通りになっていて、得てしてこういう道路事業を行おうとすると、必要性のことをよく言われる。ここもその意味で言えば同じような形である。ただ、ここについては、まちづくりの中でかなり地元に入っていて、連続立体交差事業も、色々と声はあるが概ね早くやるようにという意見が多い。そういう意味では今の状況を改善するために、道路についても「早くやってください」というようなお話のほうが多いかと思う。一方で、現道が一部ないところがあるので、そういう意味で言うと、用地取得でご迷惑を掛ける方々もいらっしゃるので、そこには対応は必要である。しかし、総合的なまちづくりの中では早く進めてくれという意見があるので、それに従ってわれわれは一生懸命行っている。

(委員)

頑張っていたきたい。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件4「練馬区中村橋区民センター煙突改修工事」の補足

(施設設備課長)

先ほどの案件4の中村橋区民センター煙突改修工事の件だが、委員から、耐火性能の件でお話があったときに、大臣認定は取っていると答えたが、誤りで。耐火性能については一般社団法人日本建設機械施工協会から建築技術審査証明書が出ている。エコ・24を使うことによってアスベスト繊維が飛散せず無害化し、かつ、耐火耐熱性能はそのままアスベストの持っている性能を維持できるということになっている。十分な耐久性を有していることが認められる。10年保証が付いていること、毎年のモニタリングをしていくことになっているので、安全性は確保できると考えている。説明の不備があり申し訳ない。

(委員)

今のは、安全性に関する補足ということか。

(施設設備課長)

そのとおりである。

<報告事項>

令和2年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について(資料7、8、9)

(事務局)

資料7、8、9に基づき説明

(委員)

指名停止措置について、1番の東急キッズベースキャンプだが、これは最終的に回収できたのか。結局、紛失したまま出てこないのか。

(事務局)

結局、分からないということである。

(委員)

あと、2番目のシステムは具体的にどのようなシステムだったか。

(事務局)

クラウド型のサービスで、区で事業を行っている様々なシステムを一括で管理している根幹の部分のところに異常をきたした。データを記憶するソフトを修正するところで異常が見つかり、その間、改修がなかなかできず、非常に時間がかかった。区のホームページを確認することができなかつたり、教育委員会において2学期の通知表を子どもたちに提供できなかったということもあり、非常に大きな影響があった。

(委員)

ほぼ、全面的に影響してしまったということか。

(事務局)

利用できていた部分もあるため、全部ということではないが、非常に影響が大きかったというところである。

<その他>

(事務局)

入札監視委員会の委員の任期が令和3年の2月末までである。令和3年7月の入札監視委員会の定例会の日程については、次期委員の決定後に調整する。